

会 議 録

会議の名称	第7期 第8回 小金井市地域自立支援協議会 全体会
事務局	福祉保健部 自立生活支援課、小金井市障害者地域自立生活支援センター
開催日時	令和4年3月9日（水） 午後5時から午後7時まで
開催場所	小金井市役所第二庁舎 801会議室
出席者	<p>【委員】</p> <p>〈市役所の会議室での参加〉</p> <p>加瀬 進委員（会長）、吉岡 博之委員（副会長）、石塚 勝敏委員、 加藤 了教委員、山本 善万委員、畑 佐枝子委員、小幡 美穂委員、 立石 静子委員、木下 一美委員、宮井 敏晴委員、永末 美幸委員、 丸山 智史委員</p> <p>〈WEBによる参加〉</p> <p>佐藤 宮子委員、田中 麻子委員、赤濱 高之委員、高野 美子委員、 佐々木 宣子委員、三笠 俊彦委員、佐々木 由佳委員、橋本 寿江委員、 橋本 伸子委員</p> <p>（事務局）</p> <p>自立生活支援課障害福祉係長 自立生活支援課相談支援係長 小金井市障害者地域自立生活支援センター</p>
会議内容	第7期 第8回 小金井市地域自立支援協議会 全体会 会議録のとおり

第7期 第8回 小金井市地域自立支援協議会 全体会 会議録

次第1 開会

(事務局)

開会前に事務局より連絡がございます。

東京都においてはまん延防止等重点措置期間中でありますので、新型コロナウイルス感染症の感染再拡大防止の観点から、Web会議で会議を開催し、Webの環境がない方は来庁も可とすることにしました。どうぞご協力をお願いいたします。

(会長)

ただいまから、第8回的小金井市地域自立支援協議会を開催します。本日の欠席委員等事務局から報告願います。

(事務局)

本日は、小幡委員より遅刻の連絡が入っております。

また、Webでの参加は、田中委員、赤濱委員、高野委員、佐々木宣子委員、佐々木由佳委員、佐藤宮子委員、三笠委員となります。小金井市地域自立支援協議会設置要綱第6条第2項の規定により、協議会の開催には過半数の出席が必要となりますが、21人中現在16名の出席がありますので、会議が成立することを報告いたします。

<配布資料の確認>

事前にお配りしておりますのが、

資料1 各部会の部会活動報告

資料2 小金井市地域自立支援協議会第7期(令和2・3年度)報告書(案)

資料3 第8期自立支援協議会公募委員のホームページ掲載内容

資料4 小金井市地域自立支援協議会(第8期)委員名簿(案)

資料5 障害者計画・第7期障害福祉計画策定に係るスケジュール(案)

となります。

また追加の資料として机上に配布させていただいておりますのが

令和4年第1回市議会定例会厚生文教委員会の報告(1)

令和4年度第1回市議会定例会厚生文教委員会の報告(2)

参考資料1 障害のある人もない人も共に学び共に生きる社会を目指す小金井市条例の次回検討にかかるスケジュール案

参考資料 2 障害のある人もない人も共に学び共に生きる社会を目指す小金井市条例の一部を改正する条例の各条項における改正の根拠等について

参考資料 3 市に寄せられた特定相談の件数及びその概要について

参考資料 4 選挙等における合理的な配慮の提供について

資料は以上です。

不足しているものがございましたら、ご連絡ください。

(会長)

現地委員、Web委員どうでしょうか。大丈夫でしょうか。

さっそく各部会からの報告、資料1をご覧ください。2月に行われた各専門部会の議論の内容について部会長の方からそれぞれ報告をいただきたいと思えます。資料1-1をご覧ください。相談支援部会長お願いします。

次第2 議題

1 各部会からの報告

(1) 相談支援部会

相談支援部会の部会活動報告をさせていただきたいと思えます。

まず、協議の内容につきましては、障害者週間の企画に関してということと、相談支援事業所連絡会の実施について、また地域生活支援拠点についてということをお話いたしました。

まず、障害者週間の企画については、やはり相談支援部会として講師を招いての企画、従来通り実施することが良いのではということ、それに伴いまして、次回の協議会の早い段階から準備を始めていった方がいいのではないかと、このことを話し合っております。ただ企画内容そのものについては、例えば視覚に障がいを抱える方たちにとって映画の上映という場合に、もう少し配慮をした内容であって欲しいというような意見もございましたので、企画内容を検討するときにはそのようなことも含めてやっていただきたいと確認いたしました。

また、相談支援事業所連絡会の実施については、2月21日開催の予定でしたが実際に開催をされまして、本格的にだいたい3か月に1回くらいの開催でそういう連絡会をもっていければ良いのではという話になりました。また、地域生活拠点についても、3月25日に説明会を再度行うということに関して説明と協議を行っております。

(2) 生涯発達支援部会

ありがとうございます。そうしましたら資料1-2をご覧ください。

私の方から生涯発達支援部会についてご報告をします。大きく2点、話をしました。

一つは、来年度、この4月以降、障害者計画の策定が始まるということで、来年度どういう課題があるか、どういうふうに進めるかということをお話ししました。もう一つは、相談支援部会と一緒に障害者週間のシンポジウムについてです。

障害者計画の策定が始まる前に、この部会では、そこに就学前・小学校・中学校・高校生以上というふうに分けてありますが、それぞれの段階でのニーズ、困りごとということをきちっと整理をして、それで障害者計画にいろいろと投げかけていくということを来年度の部会で基本的にやっていきたいと思いますということになりました。

次回は何かするのではなくて、実際にこのニーズについては何月にやる、この時にこういうゲストを呼ぶというように、来年度のメンバーが定まりましたら、そういうふうを考えていきたいと思いますということになりました。

障害者週間のシンポジウムについては、当部会に実行委員会委員がいらっしゃるのですが、実行委員会が自立支援協議会にどういう枠でやってもらうのかというのを決めてもらわないと動けない。そうするとスタートが遅くなるというのがあって、一応ここでは私の方からも自立支援協議会が基本的に、例えば、障害者週間シンポジウムの午前中は自立支援協議会にというように決められないのかという発言をしました。課長の方からはそれについて、やっぱり実行委員会形式なのですぐにそのようなかたちにするのは難しいという話をいただきましたので、継続的な課題ということになると思いました。

続きまして、社会参加・就労支援部会、お願いいたします。

(3) 社会参加・就労支援部会

資料1-3をご覧ください。内容としては、障害者週間シンポジウムの企画案のことについてと、障害福祉サービス事業所一覧、取扱商品等の件について話し合いを行いました。最初に、障害者週間シンポジウムの企画案についてですが、だいたいおおむね他の部会さんと同じだと思いますが、基本的には、やはり講演会方式みたいなものが一番やりやすいのではないだろうかということをお話ししました。今回のような形のものと手法とかいろいろ検討が必要になる、まったく別な形のイベントみたいなものをやろうとすると、結局午後障害者週間の実行委員会が行うようなものもあるので、同じようなことをやってもどうかということで、落ち着くところは講演会的なものが一番いいのではないかと感じました。

続いて、障害福祉サービス事業所一覧については、市内にある事業所さんの方に調査を行いましてリスト化をいたしました。それを市のホームページの方に掲載をする予定です。リストの方は各事業所さんで取り扱っている製品や実際の作業内容とか、そういったものを出していただいています。そういったところでは、障がいのある方々が作ったものを買って貢献したいという方への情報提供にもなりますし、また障がいのある方がどういった作業所があるのか調べるときの参考になるというところで、様々なかたちで使えるのではないかと意見でした。今回集まったものを見たときに、「それだったらもっとこういうところを聞いておけばよかったね」「こういうふうに分ければよかったね」というのがいくつか出てはいますので、今回の分はこれで掲載をしますが、また今後は、今回の反省点を活かしていければ良いと思っています。

また、課題になっているのが、各業者さんのホームページに貼ってあるリンクに飛べないかということです。この辺りは、事務局からいかななものかと返答がありましたが、再検討をお願いしているところです。実際にリンクへ飛べなくても、例えばアドレスだけでもテキストで表記だけでもしておけば、見たい方はそれをコピーしてご自身でそのサイトに飛んでいただければと思います。あと、一覧ですが、すべての市内の事業者さんを全部載せるというよりもアンケートに答えていただいた、「載せたい」と言われた団体さんだけを載せるというのはいかななものかという意見もありましたが、今回は「載せたい」と希望があったところだけを載せるということで考えているところです。

(会長)

はい、ありがとうございます。

生涯発達支援部会の方で言い忘れました。障害者週間の中身についてですが、もういくつか出ましたが、大事にしたいのは講演なのか映画なのかというのは方法の問題で、何のためにやるのかという目的論が重要ではないのかと。福祉にあまり関心がないという人に来てもらうことが狙いなのか、実際にやっている人たちがもっと深く知るというのが目的なのか、あるいは当事者の方が元気になるぞっていうふうにするのか、その辺りの目的というか狙いが大事ではないかというふうに思うわけで。そうするとそこは、自立支援協議会のテーマにもなっていくのだろうということをつけ加えさせていただきたいと思います。

それではみなさん、各部会からの報告をさせていただきましたが、ご質問、ご意見等あればぜひお願いいたします。

<質問なし>

よろしいでしょうか。

そうしましたら、議題の(2)、第7期の報告書(案)について、事務局の方から説明をお願いします。

2 第7期報告書(案)について

(事務局)

資料2「小金井市地域自立支援協議会第7期(令和2・3年度)報告書(案)」をご覧ください。

毎期、作成している報告書です。

3ページから13ページの「4 自立支援協議会の経過」の(1)全体会、(2)各部会の協議テーマと協議概要につきましては、会議録、部会活動報告を参考にしながら作成いたしました。

また、13ページの「(3) 第7期(令和2・3年度)の実績」とその下の「5 第8期への引き継ぎ事項」につきましては、「4 自立支援協議会の経過」を参考に作成しました。

事前に委員の皆様にご意見を伺うべきところではありましたが、事務局で作成してしまったため、「第7期の実績」と「第8期への引き継ぎ事項」について、ご意見をいただければと思います。

修正等のご意見等につきましては、この協議後も受け付けますので3月16日(水)までにメール等で事務局(自立生活支援センター)までいただければと思います。

協議していただきたい「第8期への引き継ぎ事項」の内容としましては、資料2見開き1ページ目にある「2 協議会での協議事項」(こちらは、小金井市地域自立支援協議会設置要綱第3条の協議事項にあたります。)にあてはまる内容であると思われませんが、その点も踏まえて、ご意見をいただければと思います。

すみません。資料2について2カ所訂正がありますので、今、訂正をしていただけるとありがたいです。

まず、13ページをご覧ください。13ページ5第8期引き継ぎ事項(1)全体会の「④障害のある人もない人も共に学び共に生きる社会を目指す小金井市条例の見直しに関連した取り組みの検討」と書かせていただきましたが、こちらを「小金井市条例の更なる見直し及び条例の見直しに関連した取り組みの検討」に修正していただければと思います。今回条例改正をして、また差別解消法の改正に伴って3年を目途に条例を見直すというところが付則にありますので、さらなる見直しというところと今回条例改正をしたことに関連した取り組みの検討のところを引き継ぎ事項にさせていただければと思います。

もう一つが、16ページの第7期小金井市地域自立支援協議会委員のところですが、「※2 令和3年4月31日まで」となっておりまして、令和3年のあとの「4年」というところを消していただければと思います。「令和3年3月31日まで」です。申し訳ありません。

(会長)

はい、ありがとうございます。もう一度確認をします。

事務局からは是非検討をして欲しいというのが、「13ページの第7期の実績」と「第8期への引き継ぎ事項」と。第8期への引き継ぎ事項の協議会での協議内容は何かというと1ページ目のところにあるものだと。修正としては、第8期への引き継ぎ事項④のところ「さらなる見直し及び条例の改正に関連した取り組み」というふうに直して、16ページのケアレスミスについては「3年4年」となっているところを「4年」の方を消すということでございます。少し時間を取ってご意見をいただきたいと思います。

第7期の実績も重要ですが、第8期への引き継ぎ事項というのがここに書かれることでオフィシャルな正式な引き継ぎ事項になりますので、この5点でよろしいかどうか、もう一度見ていただければと思います。

(委員)

引き継ぎ事項の中で、全体会の①と⑤が同じような内容なのかなと感じているのですが、その辺に関してどうでしょうか。

(会長)

1番目が、ネットワーク構築しましょう、5番目が、事業所が協力してやっていきましょうということで重なるのではないかとということですが、事務局の方、まとめるにあたって何か区分けがありますでしょうか。

(事務局)

5番目は、前回の引き継ぎ事項にあったものでありまして、1番目は第7期に取り組んできたことということで考えましたが、前回のものも見比べながら作っておりまして5番目は残した方がいいのかなということで残したところですが。確かに内容としては、1番目を詳しくいったのが5番目なのかなということでもあるので、5番目は1番目に含まれるというふうに考えて削除してもいいのかなとは思っています。

(会長)

はい、1番目と5番目の関係ですね。あとは、文体としても1から4は何々の構築、整理、検討、検討となっていますが、5番目も検討とはなっていますが、かなり柔らかい言葉になっていて、僕の方で気になったのは、5番目は1番にも当然からむと思いますが「市の事業所が協力して共同で支援していくというふうになっていますが、これは何を支援していくのかっていうのがこれだと良くわからないかな。どのみち地域自立支援協議会ですから、障がいの手帳の有無に関わらず、障がいのある人が地域で自立をしていくことを支援するという共通理解ということが確認できれば、5番目はなくてもいいかなと思いますが、この点についてちょっと絞りましょうか。5番削除でいいか、残した方がいいか文言を変えた方がいいかという点に絞ってご意見いただければと思います。

(委員)

5番について「市内の事業所が協力して共同で支援していく体制の構築」というのははっきりとわからないのですが、どのような内容をイメージして想定しているのか説明していただければと思います。

(事務局)

これを作るにあたって前回の第6期から7期への引き継ぎで、これはこの期に終わったものとか、特に協議をしていないものは消していったところがありますが、5番に関しては、社会参加・就労支援部会でも事業所間で困りごとを共有したり、共同販売というか事業所で作っている物をそれぞれ共有して、共同で販売できる場所があれば商工会に協力してもらって探っていくという取り組みをしていたところなので、何かケースのことであっても、協力して一人のケースに関しても事業所の方が支援するということもあるのではないかと考えて消せなかったというところではあります。

(会長)

いろいろ意見を出し合ってからまた集約の方に移りたいと思いますが、他いかがでしょうか。

(委員)

5番の方が、「市内事業所が」というふうに「事業所間で協力して」という書き方ですが、1番では「地域の関係機関」ということなので、例えば、「市民団体」とか「事業所としてやっていないが自立支援に関係ある方」、機関と事業所というニュアンスがあえて別の文言を使っているのかというのがわかりにくい。もし、5番を消すのであれば、その辺が、関係機関、いわゆる事業所だけ

じゃないところのネットワークも考えていくということなのか、事業所的なものだけについて考えていくのかっていうあたりを整理して、文言を考えていただければいいのではないかと思います。

(会長)

はい、ありがとうございます。この関係機関ということと、事業所の方が狭くて関係機関の方が広いですが、「関係機関」とは何を指すのか。よくやるのが「等」を入れるやりかたですが、そうすると、「関係機関等」ということであれば任意団体でも個人でもそこに入ってくるという解釈ができるだろうと思います。

(委員)

すみません、ずれることかもしれないですが、1番と5番を比べた時に5番は何となく「支援していける」というところで当事者も巻き込んでくれているという印象がありますが、1番だけだとサポートしている人たちだけのお話なのかなど感じるので、その部分があるといいかなと思いました。

(会長)

はい、ありがとうございます。

(委員)

私は、この1番と5番はだいぶ違うものを感じています。5番の「地域自立支援協議会が中心となり」というのがまだ行えているのかどうかわかりませんが、私の息子を例えますと市内事業所が協力をして共同で支援しています。

というのは、通所と行動援護やショートステイがバラバラに動いているのではなく、情報共有し合うことをしております。ただこれが、誰が中心になるということがなくて、「うちがリーダーじゃないよ」とみんな腰が引けるというか、そういうシステムが作られていないので、計画相談員が勇気を出して「本人の支援をみんな考えようよ」という集まりを作った、相談員が動いてくださったからできました。それは、私が希望したからです。行動援護もショートステイも通所もバラバラなものではないということで、言葉の障がいがすごく重いから同じ言葉かけの仕方をするとか、食事の出し方を共通の出し方にするとかをそろえないと本人が混乱するので、皆で情報を共有して欲しいということをお私言ったためにそれが行われていますが、システムが無いために親が言い出さないとできなかったということがあります。これが「そういうものだよ」、例えば「計画相談員がそういうことをするのだよ」というのがどこかにきちっと盛り込まれるように協議会で動いていければ、この5番というのが成立するの

ではと思います。

1番は、やはり「関係機関によるネットワーク」という言葉は、当事者が入ってないような感じがするので事業所さんや保健センターとか色々なところで市役所も一緒になって情報を共有しましょう、事業の行い方の情報を共有しようと私には読めるので、1番と5番は違うものというように感じます。

(会長)

はい、ありがとうございます。いかがでしょうか。

ポイントはいくつかあるかと思います。当事者は支援されるばかりでいいのか。当事者と事業者の関係機関が共同して問題を解決していくという、「当事者」という言葉がいいかどうかはわかりませんが、「ネットワーク」ということと「共同してやる」というところの違いがあるのではないかということです。

地域自立支援協議会が中心となりということは自明のことのはずなので、これは全部に入るのかなと思います。

中間修正案です。1と5はそれぞれ提案が違うので残す。

1は、地域の関係機関とのネットワークの構築と言われてもイメージわかないで、ネットワークの構築と役割の検討をしていきます。

5は、市内事業所と当事者等が協力して、共同して支援していけるような体制構築の検討。ここに当事者を入れてはどうでしょうか。

自立支援協議会を外すというのは、全部にかかるということで文言を整理してはどうかと。これは中間の提案にしたいと思います。
ご意見いただければと思います。

(委員)

私はこの中間の提案でいいと思います。当事者って本人でもあるし、広い意味で当事者の家族でもあるということで、今の文章でイメージがつかまりましたのでこれでいいかなと感じました。

(会長)

ご発言いただいた皆さんはいかがですか。今のようなまとめ方でよろしいですか。

<異議なし>

では1と5は残す。1は「地域の関係機関等によるネットワークの構築と役割の検討」という言葉を足し、5は「地域自立支援協議会」というのは当然のこと

だということで削除をして「市内事業者と当事者が協力して共同して支援していけるような体制構築の検討」ということで、そういうふうに整理をさせていただいて、引き継ぎ事項がよろしければ、これで第8期につないでいきたいと思いますが、ご賛同いただいたということでよろしいでしょうか。

(委員)

細かいことですが、社会参加・就労支援部会で別のリストを作ったときに「こがねい障がい児・者ふくしサービスマップ」というのがかなり古くて、新しいのを作ることになりましたが、こういうものを作るというのを引き継ぎ事項に入れることなのか、細かい事業については入れないのか、その辺りについてご説明をいただきたいと思います。第7期の実績では、パンフレットの作成が入っているので、こういう細かいことを入れるのかどうなのかということをお伺いしたいと思います。

(会長)

事務局のお考えをお聞かせいただければ、お願いします。

(事務局)

社会参加・就労支援部会でマップについては、令和3年度当初に協議をしまして、小金井市の方で駅前の開発が進んでいて色々と街並みが変わっているということもありますので、それが一定程度落ち着いたところで、簡易なかたちで情報提供できたらいいねということでまとまっています。今のところ、特にマップを作るということが決定しているわけではないので、やり方を今後考えていくということになっています。

(会長)

議論がかみ合っていないかなと思いますが、委員がおっしゃっているのは、第8期の引き継ぎのところで具体的な項目まで入れるのか入れないのかということで、入れるとなるともっといろいろ出てくるのではないかと、ということですね。

(委員)

はい、そうです。

(会長)

実績の方は具体的に書かないと評価できないですね。パンフレット作った

か作ってないか、条例を改正したとか実績の方は具体的に書くと思います。実績のほうで例えば「ネットワークを構築しました」と書いても、何かわからないので実績の方は具体的なことを書いて、引き継ぎ事項は色んなことを含んでその議論の中で色々なことが出せるという意味で、こういう大枠の書き方でいいのかなと思います。

(委員)

了解です。

(会長)

その他、いかがでしょうか。

<質問なし>

よさそうですかね。そうしましたら、次に行きたいと思います。

議題3、第8期の自立支援協議会についてです。事務局から説明をお願いします。

3 第8期自立支援協議会について

(事務局)

次に、資料3をご覧ください。「第8期自立支援協議会公募委員のホームページ掲載内容」になります。

次期の自立支援協議会における市民参加の委員（現在は佐藤宮子委員）の枠については、公募を行うことになります。現在、募集を行っておりますため、そのお知らせです。

受付期間は、令和4年3月1日から令和4年3月31日までです。

6の応募方法にあるとおり、小論文を送付していただきます。課題は、「障害者手帳等の有無にかかわらず、障害のある人が地域で安心して暮らしていくために」です。提出していただいた小論文による審査・選考を、市長、副市長、教育長、福祉保健部長、自立生活支援課長が選考委員である市の選考委員会で行います。選考日時は令和4年4月12日で、選考結果は4月28日までに通知予定です。

(会長)

はい、ありがとうございます。すでにこの文言で公募中ということなので変えるということにはできないわけですが、ご質問等々あればお願いします。

小論文を課すとなると仕事柄気になるのですが、大学では入試が終わると評価の視点をオープンにしますが、どういう項目で審査するのかというのを開示するわけですが、もしクレームが来たらどうするのか少し気になりました。これについてはよろしいですかね。

<質問なし>

それでは、資料4になりますかね。はいじゃあ続きましてよろしく願いいたします。

(事務局)

次に、資料4をご覧ください。

小金井市地域自立支援協議会（第8期）委員名簿（案）です。

表の中に記載のある（※1～※3）をご覧ください。

※1の継続期数ですが、小金井市市民参加条例第12条第2項に「委員の任期は、原則として3期までとする。」とあります。小金井市市民参加条例は第1条に「多様な市民の意思を市政に生かし、市民本位の市政運営を円滑に進めることを目的」としているのとあり、多様な市民の参加を促すため、このような規定となっています。そのため、推薦でお願いしている方で3期の任期をお願いしている方は、第8期は他の委員に交代していただきたいと思っております。現在、3期目の委員は、赤濱委員、小幡委員、三笠委員ですので、他の方を推薦していただく予定です。

次に※2、※3をご覧ください。小幡委員、山本委員のところに印をつけさせていただきました。小金井市地域自立支援協議会設置要綱第4条第2項第7号に規定されている「障害当事者又は障害者団体・家族会等の代表者4人以内」の推薦枠についてです。

※2につきましては、小幡委員は「発達にアンバランスのある子どもの親の会ひまわりママ」から選出していただきましたが、第8期は、「かみるれ・くらぶ（知的障害者団体）に推薦依頼をさせていただきます。

また、※3の山本委員は視力障害者の会から選出していただきましたが、聴覚障害者協会から選出していただきます。

障害当事者又は障害者団体・家族会等の代表者4枠につきましては、身体障がい、知的障がい、精神障がいそれぞれ1枠ずつ、その他が1枠ということで考えさせていただきました。知的は小金井市手をつなぐ親の会、精神は小金井市精神障害者家族会（あじさい会）、身体は小金井市視力障害者の会と小金井市聴覚障害者協会を1期ごとの順番にさせていただきますと考えています。

その他の枠として、第8期については、小金井市の障がい者団体・ボランティア団体から、いくつかの団体に声かけをさせていただき、知的障害者団体の「かみるれ・くらぶ」にお願いする予定となりました。

第8期の部会の構成につきましては、それぞれの委員が選出されましたら、参加希望の部会をお聞きし調整したうえで、最終決定したいと考えております。

(会長)

はい、ありがとうございます。※とか第3期とか細々とあるので分かりにくい所もあるかと思いますが、基本的には事務局としては今のような提案で第8期のメンバーの推薦とかをお願いしたいということでございます。ご意見があればよろしくお願ひいたします。

(委員)

質問です。原則3期ということであれば、現在1期や2期の方は第7期から第8期へ移行されるということかと思いますが、公募市民1期ということ、また公募市民募集1名以内というのはどういう意味なのか教えていただきたいと思ひます。

(事務局)

公募市民は、小金井市地域自立支援協議会設置要綱で1人という人数設定をしていますので、人数は1人というところになります。

(委員)

1人だけれども、1期の方は2期目も続けるということですか。

(事務局)

公募市民は每期募集するという規定になっております。また、小金井市市民参加条例で3期まではできるというところなので、同じ方が3期続けてやることができます。

(委員)

そうすると、改めて小論文を出すのですか。

(事務局)

はい、改めて小論文を出していただいています。每期募集しているので、公募

で集まった方の中から選出をさせていただくこととなります。

(委員)

わかりました。

(公募市民委員)

私は、1期と書いてありますが、多分2期目だと思います。

(事務局)

調べてみますが、もう4年間委員をされていますか。

(委員)

社会参加・就労支援部会は1期ですが、その前は生涯発達支援部会にいたので多分2期やっていると思います。

(事務局)

そうでしたら、もう一度調べてみます。申し訳ありません。

(会長)

大事なところですので。平たく言えば、3期までは被選挙権があるということですか。3期やると、次は選ぶことができませんよということですよ。結果的に同じになったとしても、このまま右にスライドではないということですよ。

その他、選出の仕方等々で質問なりご意見はありますか。

(委員)

教えていただきたいのですが、私は今回3期目なのでおしまいになりますが、私の枠は、知的障がい者団体のかみるれ・くらぶさんに依頼されたということですか。手をつなぐ親の会と同じような立場でいらっしゃるのかなと思いました。その辺のところのお考えを聞かせていただけますか。

(事務局)

今回、かみるれ・くらぶさんにお声をかけるまでの経緯ですが、その他の1枠のところでは第7期で委員をやっていない身体・知的・精神の全てのところにお声をかけさせていただこうということになりました。まず、小金井市身体障害者福祉協会にお声かけさせていただきましたが、ご高齢の方が多いということで該当者がいらっしゃらないということでした。その後、のびよう会という肢体不

由者（児）親の会の団体にお声をかけたところ、お母様方の団体でお忙しいとのことで、3番目にかみるれ・くらぶさんにお声をかけたところ、検討していただけるとのご回答をいただいたところです。

（委員）

わかりました。ありがとうございます。

（会長）

はい、その他いかがでしょうか。

（委員）

せっかく障害当事者又は障害者団体・家族会等の代表の選出区分が4枠あるので、身体・精神・知的が選出されているのであれば、それ以外の発達系とか、高次脳系とか枠の違う方がよかったのかなと個人的には思います。今うかがった話だと身体・精神・知的の全てにお声をかけたということだったので、今回はそれを考慮してそういう枠にこだわらず、お声かけをしたらどうかという意見です。

（会長）

第9期の時に、それを継承していただき、まさに継続ということで議事録等々に残していただければと思います。

そのほかいかがでしょうか。

<質問なし>

よろしいでしょうか。

それでは、第8期の推薦等々の作業があると思いますので、関係者の皆さんよろしく願いいたします。

そうしましたら、資料5になりますかね。事務局お願いします。

（事務局）

次に、資料5をご覧ください。「障害者計画・第7期障害福祉計画策定に係るスケジュール（案）」になります。

第8期小金井市地域自立支援協議会での協議内容につきましては、資料5下部にある【協議事項】をご覧ください。現時点のおよそのスケジュールとして、令和4年5月にスケジュール確認、7、8月にアンケート調査、9月～1

1月は地域課題の整理を行います。令和5年は1月、2月は調査結果の整理、3月、5月は国・都の動向整理、現行計画の評価、課題の整理、6月～9月は計画素案の作成、11月はパブリックコメント結果の確認を行います。最終的に、令和6年1月から3月に計画作成を行います。詳細については、第8期の委員の方にご確認いただくとともに、進捗に合わせて調整していきたいと思っております。

表の2行目「委託事業者の選定」につきましては、障害者計画策定につきまして、コンサルタントが入ります。主な委託内容は、令和4年度は、国、都における保健福祉政策方針の把握、アンケート調査票等の設計・作成・印刷、策定支援業務、成果物等になります。令和5年度は、国・都における保健福祉政策方針の計画への反映、パブリックコメント・市民説明会の実施支援、各計画策定審議会の運営支援、成果物の納品等になります。

(会長)

皆さんの意見を聞く前に、コンサルタントは候補があるかどうかということと、それから調査票の作成が全体会の9月にかかっていますが、これ大事なところで、全体会で最終確認をして微調整を10月にして、その後実施という時期の理解の仕方でいいのでしょうか。7、8、9月で調査票の作成になっていて10月の途中で終わっているのだから、7、8月に部会でいろいろ意見を言いながらコンサルに投げて、9月の段階でコンサルの方から調査票の原案が出て、それに対して全体会だけでなく意見があれば寄せて、調査の実施はそのあとになるという理解でいいですか。あるいは、そこまで詰まってないですか。

(事務局)

実際はまだそこまで詰まってはいない状況です。地域福祉課の方で、保健福祉総合計画策定支援委託ということで、自立生活支援課の障害者計画・障害福祉計画だけではなく、地域福祉計画、健康増進計画、介護保険・高齢者保健福祉総合事業計画をまとめてコンサルタントに委託しています。この内容としては、地域福祉課から仕様書案ということでいただいたものを書かせていただいたので概要となります。

コンサルタントの契約締結についても、令和4年7月を予定していますので、まだ業者が確定していない状況です。

(会長)

はい、わかりました。おおよそのスケジュール感という理解でいいですかね。ここのところがわからない等々、ご質問含めてご意見いただければと思います。

(委員)

この計画を見ると、計画素案作成が部会の3回でやるという計画ですよ。それは、すごく短いのではないかなと思いますので、国・都の動向整理とか現行計画の評価・課題の整理は令和4年度中に終わらせるくらいにして、計画素案作成はあと2か月ほど前倒しにできないものかなと個人的には思います。

(事務局)

概要の時点ですが、令和4年度に調査票の作成について皆さんに協議をさせていただいてアンケートを行います。アンケート結果を踏まえて、国・都の動向を整理して計画の素案を作成するので、その流れを考えると6月頃からはなる予定です。

(会長)

調査をして、国・都の動向整理をして、素案というのは一見きれいなのですが、国・都の動向整理だとか現行計画の評価課題は別にこの順番でやらなくてもいいと僕も思います。

特に、現行計画の評価課題検討があって初めて次の障害者計画になるはずで、生涯発達支援部会でも最初にやろうとなつたのが現行計画の理念だとか、差別解消条例だとかに抵触してないかとか、元々どういう理念でいくべきなのかっていうのを最初にやろうって話していたので、現行計画の評価課題というのは令和4年の前半戦で良いのではと思ったところです。

僕も国分寺市で随分前に障害者計画策定に関わりましたが、計画素案の作成は本当に大変ですよ。この後の市の障害者福祉政策を規定するものなので。委員がおっしゃるように、早めに、調査の結果が2月くらいに出るのであれば、年度末から年度明けにかけて、年度またいでも、今度は2年ですから委員も変わらないので、全体会で確認をして部会でもんで、9月の全体会でも確認をするという、半年ちょっとかけるくらいが良いのではないかと思うところです。そうしないと色々意見言いたいのに時間がないから、このまま行くというのはおかしいと思いますという意見が、今から聞こえてきそうです。

今日の段階ではこれでどうこうってことはないので、ぜひこういう意見があったということで、今日は議会対応でいらっしゃらないということで、課長や部長級と少しもんでいただければと思います。おっしゃる通り、色々な計画との整合性はあろうかと思っています。

(事務局)

はい、わかりました。

(会長)

スケジュールについてはよろしいですか。

(委員)

今の意見を踏まえると、全体的に調査票の作成を含めて少しもっと前に、調査票の作成が6月始めとか早くできないのか、前倒しをするのは可能か、難しいのかこの辺を教えてください。

(事務局)

先程の説明させていただいた通り、福祉部門の庶務担当である地域福祉課です。ね、委託事業の選考をいたします。その仕様書等の関係もあって、このスケジュールで出させていただいています。しかしながら、検討の時期がすでに少ないということもあるので、課長等ともスケジュールで変更できる部分があるか確認します。

(会長)

よろしいでしょうか。また、このスケジュール案は検討し直したものが出てくるということで、今日のところはこれで終わりたいと思います。

そうしましたら、報告の方に入りたいと思いますので、事務局の方お願いいたします。

次第3 報告事項

1 令和4年度障害者週間スペシャルイベントについて

(事務局)

令和4年度障害者週間スペシャルイベントにつきまして、2月の専門部会で小幡委員、佐藤委員より資料をいただいたところです。各部会で協議をしていたいただき、実行委員会で午前、午後の枠が決まるのはおかしいという意見をいただき、障害者週間実行委員会の担当とも協議をしました。

障害者週間は、実行委員会形式で行っています。実行委員会形式としている趣旨は、市民参加、すなわち障害福祉サービス事業所や関係団体等の意思を尊重した運営にあります。市も事務局として関わってはおりますが、実施時間も含め、当日の内容は実行委員会の意向をできる限り尊重して運営しています。

実施枠については、自立支援協議会枠と実行委員会に分かれているわけではなく、実行委員会に自立支援協議会委員に委員として加わっていただき、「障

「障害者週間スペシャルイベントの一つのメニュー」として、自立支援協議会委員が主体となる項目を設けている状況です。

実行委員会は、毎年、互選により会長を決めていることから、お金の継続的な管理が困難なため、予算上は市の事業費として措置しているところですが、執行内容については、実行委員会で協議の上行っております。従って、時間のみでなく、予算についても自立支援協議会枠として個別に措置しているわけではなく、イベント全体に必要な経費のうち、いくらまでなら自立支援協議会委員が主体で行う部分に充てられるかという形で決められます。

運営方法については、今後検討すべき課題もあるところですが、現状はこのような形で運営しておりますので、ご理解願います。

(会長)

担当してくださった委員の方からあればぜひどうぞ。

(委員)

障害者週間実行委員会、私たちも一緒に継続して関わってきています。今おっしゃったような形で、確かに進んでいます。ただ、そうすると年度初めにスタートっていうことになって毎年とても大変です。実行委員会の方でもそれをわかっていて、去年12月のスペシャルイベントが終わった時点の委員会で、すでに「来年度何するか」という話をしています。そこで、映画をやるかという話が出ています。そういった形で、ある程度年度の中で、次年度何をやるかというスタイルで内容を考えていかないと、どう考えても間に合わないのです。それでいつもバタバタして、私たちがある程度企画を出したものを皆さんに承認してもらった形でしかやれていなかったのが現実なので、はたしてそれでいいのだろうかというのがあり、今回投げかけています。

なので、せめて時間枠だけでも午前中は自立支援協議会がやると決めてもらえると、もっとスムーズに企画ができるのにとということで前回提案させていただいた次第なのですが、それをくんでいただいて実行委員会の方の担当して下さっている職員の方ともんでいただいたのではないかと思います。その上での今の話を聞いても、何も変わっていないなと思ってしまいます。例えば、午前中だけは自立支援協議会とか、せめてある程度、時間の枠だとか「じゃあその枠でなにをしましょうか」という話し合いができるよう、せめて土台だけは作っていただきたいと思いますが、そこは無理なのでしょうか。

(事務局)

実行委員会形式で、もし、午前中自立支援協議会としての実行委員となると、

逆に、自立支援協議会の委員の皆さんが障害者週間を午前中は運営していただくことになってしまうのかなど。今の形式だと、予算としても自立支援協議会の予算のところに障害者週間の予算も計上することになると、お金の管理も自立支援協議会枠で、人の確保や午前中の構成とかも自立支援協議会の枠に入る形になるのかなど。

そもそも実行委員会は市民の中でやりたい方が参加して作っている組織なので、その方たちが主体でその中に自立支援協議会のことも反映させてやっていこうというような流れになっているので、大枠を変えるということになるのかなと思うのですが。

(事務局)

補足をさせていただくと、実行委員会形式で自立支援協議会が運営する場合の例を今、事務局が説明したと思いますが、ちょっと違うのかなと思っていて。実行委員会形式でやっているのが実行委員会が運営をしているという判断がある中で、その枠についても実行委員が決めるというのが主体的に決めるというがあるので、市が障害者週間を運営するというので、枠を分配できるような権限があれば、自立支援協議会の分に分けられるのですが。枠の交渉がどうしても障害者週間の実行委員会ありきで、そこの委員として自立支援協議会から出ているというのがあり、ご意見やお考えや時期的な問題があるのはすごくよくわかりますが、この形式上は難しいのではないかとということです。

(委員)

そのことが心配だったので、最後の実行委員会の時に「午前中は自立支援協議会でいいか」という話を振っています。「いいのではないかと話をもらいましたが、終わった後に他のところで「その件は決まっています」となっていました。みたいで。

権限の話は分かるのですが、それでしたら、「来年度は自立支援協議会が午前中、午後は実行委員会」というふうに実行委員会の中で確認できれば、来年度はそのように決まるのではないのでしょうか。次年度新しい方が来て、「それは去年決まったことなので白紙に戻します。」という実行委員さんには会ったことがないので、いかがでしょうか。そこは絶対に事前に決められないものなのではないでしょうか。

本当は、何をするかみんなで話し合いたいのに、その時間がないので、いつも私が決めていて承認をいただいただけだったので、それはあまりよろしくないと思っていて、毎年思っていたので、何か考えていただけないでしょうか。

(委員)

確かにやりにくさではありますが、実質的な障害者週間の実行委員の皆さんが、わりと自立支援協議会枠に好意的なので「いつも午前中やらせていただきます」というと、「じゃあそれでいいよね」という雰囲気があるので、きちっとした仕組みはないけど、ずるずる今まで来てしまったのが現状です。そこで固定枠があって、実行委員会が始まるのが理想ではあります。

(会長)

質問していいですか。実行委員会が、「自立支援協議会が土曜日の午前やる・やらない」ということを決めるというのは、どこかに明文化されていますか。だとすると、実行委員会が決めるというのを最優先しなきゃならないという根拠はないですね。元々実行委員会がやるっていう規定がないのであれば、ある期の実行委員会でそういう内規を作ってしまうのはどうですか。

(事務局)

規定の有無は確認できていないのですが、実行委員会というのが毎回組織されるもので恒常的なものがあれば、内規のようなもので恒常的にその枠をという整理ができると思いますが、現段階では每期ごとに障害者週間実行委員会を立ち上げてその委員を決めて、その年度はどうするか決めているようですので、今言っている案がどこまでできるのかというのは、こちらでも担当も含めて整理してみます。委員の悩みもよくわかるので、できることを確認してみます。

(会長)

運営上、早い時期に決めてもらわないと実行委員としてより良いものを作るのが難しいということと、新しい委員さんが来た時に「自立支援協議会枠はもう決まっているの？」となるのを事務局は危惧されているのかなと思います。

ただ、経験値からすると、そういう実行委員とは会ったことがないので、そこは慣習をベースにして、規定を作ってしまう方がいいのではないかと。

ちなみに、実行委員会はどこが招集しているのでしょうか。

(事務局)

事業所の方の集まりと市民代表の方がいらっしゃるので。すみません、詳しいことは調べて後ほどお伝えします。

(会長)

規定がなく、どこが招集しているかわからないのであれば、実行委員会方式自

体がむしろ慣習でやっていることになるのだとすれば、規定を作ってしまう方がいいのではないかと思います。

そういうところで、自立支援協議会が半日でやるという実績を作ってきているので、そこを踏まえて、ぜひ考えていただければと思います。

市の方で事実関係を整理していただいて、お願いします。

2 厚生文教委員会の報告

(会長)

2番目、厚生文教委員会の報告です。事務局お願いします。

(事務局)

厚生文教委員会の報告についてです。

令和4年3月4日に開催いたしました厚生文教委員会について概要を報告します。1点目、本日追加で机上に配布した資料、Webの方はメールで配布していますのでご覧ください。

令和4年市議会定例会、厚生文教委員会の報告(1)をご覧ください。こちらの4陳情第6号として「デフリンピック東京開催を求める意見書の提出を求める陳情書」が提出されました。陳情主旨は、2025年デフリンピックを東京で開催するよう小金井市議会より東京都宛てに意見書を提出することを求めるというものです。陳情理由の概要は資料をご覧ください。また、部局から資料に記載の通り、発言をいたしております。また、資料にも記載いたしましたが、教育委員会からはスポーツ振興部門としても推進していきたい旨の発言がありました。陳情の報告については、以上です。

続きまして2点目、議案第19号障害のある人もない人も共に学び共に生きる社会を目指す小金井市条例の一部を改正する条例についてです。

すみません、初めに資料の訂正をお願いいたします。議案題19号の3行目「障がいのある人」ではなく「ある人」です。申し訳ございません。訂正をお願いいたします。

こちらの一部を改正する条例についてですが、主な意見としては関係団体へのヒアリングを検討前、検討後に行うこと、合理的な配慮の提供、特に選挙に関する庁内研修を行うこと、積み残した課題の整理を行うことなどがありました。詳細は資料をご覧ください。また、本議案については、委員から資料要求がありまして、当日、厚生文教委員会に提出した資料は参考資料1から参考資料4までの4点となります。こちらの詳細についても各資料をご覧ください。

最後に本議案については、厚生文教委員会における審議結果は賛成7、反対0で可決とされています。事務局から厚生文教委員会については以上です。

(会長)

はい、ありがとうございます。条例の方は、厚生文教委員会で、7対0で決まったということで、あとは本会議を残すだけということですね。今の2つの厚生文教委員会の報告についてご質問あればお願いします。

(委員)

参考資料2の中で、6市の名前がありますが、そのうちの3市はどこの市になるか教えていただけますか。

(事務局)

参考資料2のお話ですが、即答は難しいですので、後日整理してお答えします。

(会長)

お手数ですが、事務局の方でマトリックス表を作ってもらって共有できるようにしていただければと思います。

その他、いかがですか。

(委員)

参考資料3ですが、この中で令和2年度の中で「障がいに対する理解がない対応、威圧的な対応」というのがありますが、対応の内容の中で「当該施設に配慮を促した。」とありますが、その後どうなっているのかについて把握しているのかお聞きしたいです。

(事務局)

参考資料3の令和2年度の相談概要でしょうか。この中の6件のその後の状況でしょうか。個々の事案で記憶している範囲で申し上げますと、その後は特定相談にはなっておりません。配慮を促したその後どうなったかについて、細かいところは後ほどお伝えするのでもよろしいですか。

(会長)

その件については、ここではそれ以上ということはないですが、条例も改正されましたし、合理的な配慮というのも話題になっていて、来年度から障害者計画ということで議論が始まるので、そこで議論の俎上に乗っけるというのは非常に重要ではないかなと思います

「促しました。以上」じゃなくて、その後もフォローアップするのだけっていうのを、障害者計画のどこかで確認するとか、そういう議論の俎上に乗せるという

ことで、このところは確認ができればと思います。

(事務局)

言い訳になってしまいますが、議会に出す資料がございまして、どこまで詳しく載せるかという議論もありまして、こういった形で整理したところがございます。確かに条例を改正して、今後はこの特定相談というのは整理していかなくてはと思います。

(会長)

我々は議会ではないので、我々にも知らせられないのかというのは考えて欲しいところです。ペーパーに残さなくても結構なので。

その他いかがでしょうか。

(委員)

資料の最初のページに「主な意見」とありますが、これは議会の方で出た意見と
いうことでよろしいですか。一番下に「特定相談の受付」とありますが、これだけだと内容が分からないのですが、どのような意見の内容だったか教えていただければと思います。

(事務局)

「主な意見」の特定相談の受付ですが、こちらについては、整理をしていかないといけないという議論がありました。

(会長)

厚生文教委員会で、特に条例について重要なところなので、次回こういう場があれば「主な意見」というのを説明できるようにして欲しいというところで、まとめさせていただきます。

障害者計画の時に、こういう点も含めて話し合っていくのが重要なので。よろしいでしょうか。

(委員)

すみません。参考資料4というのは、自立生活支援課から厚生文教委員会に提出した資料ということですか。「合理的な配慮の提供について」「情報提供や投票所のこと」「投票への支援」というのは、何を根拠にこれを提案されたのでしょうか。読むと、知的障害者への支援が足りない内容だと思いました。

(事務局)

こちらにつきましては、厚生文教委員の方から資料要求がございまして、それに応じて作成した内容です。議員からの「選挙時の合理的配慮とその適用範囲、今実施している事例があれば」という質問があり、その議員と調整の上、今やっている選挙で行っている配慮を列挙して提出した資料です。

(会長)

これも先程の「配慮を促した」と同じで「その後どうするの?」ということがありますので、また考えていければと思います。

そのほか、よろしいですか。

<質問なし>

はい、そうしましたら、本日の自立支援協議会の議事報告は以上ということになります。

事務局の方から次回の開催日をお願いします。

次第4 次回の開催日程について

(事務局)

次回ですが、令和4年度になります。5月に第1回全体会の開催を予定しています。

今年度と同じく第2、第4水曜日の午後5時から午後7時を予定していますが、新たに第8期の委員が出そろったところで、改めて皆さんの予定を聞いて会議室の予約を取りますので、3月末又は4月に入ってからご連絡をさせていただきます。よろしく願いいたします。

(会長)

それでは、今のように日程を決めるとのことですので、よろしく願いいたします。

(委員)

一つだけお知らせをさせていただきます。

小金井市障害者福祉センターで今やっていることのお知らせなのですが、今日から絵画教室とレザークラフトの教室の作品展を武蔵小金井駅前で行っているので、皆さんお時間があればぜひお立ち寄りいただければと思います。場所

は、宮地楽器ホールの外から見えているガラス張りのところですが、マルチパーパススペースっていうところで、明日の木、金は午前9時から午後5時まで、土曜日は午前10時から午後4時までやっています。無料ですので、是非皆さん来てください。よろしくお願いします。

(会長)

はい、情報提供ありがとうございます。そうしましたら、本日の自立支援協議会を終わりにしたいと思います。

(事務局)

すみません。先程保留にしていた特定相談の件についてです。

まず、資料にある特定相談の受付というところですけども、周知啓発をしないではいけないなというのも1つの項目として言われたところで、相談実績が少ないという中で何故かと聞かれた中で、1年目は10月施行で期間が足りなかった、2年目は周知が足りなかったということで私が答弁しています。3年目が6件、4年目は今年がまだ途中ですが3件です。特定相談ができるのだよという周知が足りないと相談件数も上がってこないのも、その辺が課題です。

参考資料3の相談の概要としては、議会用の資料とのことで、他の部署の資料等とのバランスの関係と個人情報特定されないようにとの観点から、簡単にまとめた経緯があります。

実際には、商業施設の上から3番目の件について、強迫性障害（不潔恐怖症）がある方が、ある商業施設のトイレを利用した時に「時間が長すぎる」とのことと追い出されてしまったと。その件で障害に理解がない、差別されたと相談されてきた事例です。そこは、当該施設の管理事業者に伝えまして、配慮を促すということで理解を得ております。

その次の障害施設というのが、大規模店舗のところで販売の状況、内容等について意見したところ口論となり、警察を呼ばれて取り囲まれてしまった。その際に、心臓が弱くて感染リスクが高いことを説明しヘルプマークを示したにも関わらず、マスクから鼻が出た状態で怒鳴られ強制排除されたと。こちらも当該店舗に連絡をし、コロナウィルスの感染対策するようにと、そういう方には配慮をしてくださいと話して理解を得たというところですが、保留した件の説明については以上です。

もう1つ補足ですが、障がいのある人もない人も共に学び共に生きる社会を目指す小金井市条例の改正をして、事業者への合理的な配慮の提供を義務化したことに伴いまして、今年度支援措置を予定しております。

今、審議中の予算が通ればということですが、予算が通った場合に、合わせて、

合理的な配慮を推進してくれている事業者に対して推奨店ですという形のステッカーを配ることを想定しています。ステッカーのデザインを4月いっぱいかけて公募する予定です。公募した結果、1つを選んでということになりますが、自立支援協議会の方でもその選考に関わって欲しいなという思いがありまして、4月いっぱい募集するので、今のスケジュールですと5月の最初の全体会でそこで一次選考していただいて、その結果をもって理事者含めた庁内の組織の方で最終決定をしたいというふうに考えているので、また追ってご相談いたしますが、現時点での報告です。

(委員)

すみません、最後にお知らせをよろしいですか。来年度、精神障害者地域生活支援センターそらの創立20周年を迎えることもあって、創立以来、初の記念講演を行うことになりました。皆様にお知らせするすべがないので、口頭で申し訳ないですが、お知らせだけさせていただければと思います。

5月19日(木)15時開場、15時30分開演、場所は宮地楽器ホール第5ホール、講演者「こんな夜更けにバナナかよ」の映画の原作者ワタナベカズフミさんに講演をしていただく予定です。テーマは、「障がい者について考える」という内容で1時間、その後30分の質疑応答を予定しています。参加費は無料です。感染状況にもよりますが、ぜひよろしく願いいたします。

(委員)

今のことですが、次第の3の報告事項の中で1、2とありますが、委員の中で報告したいことやお知らせがあるかと思うので、3にその他を入れた方が良いでしょうね。

(事務局)

はい、わかりました。ありがとうございます。

そうしましたら、第7期自立支援協議会を終わりたいと思います。

皆さんありがとうございました。